

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第44号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年8月10日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県が保有する各農業委員会から提出された書類全部（H28年度～現在）農業委員に関する選考基準等（農林水産政策課）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年8月24日、実施機関は、本件請求に対して「実施機関は、当該公文書を取得しておらず、文書が存在しない。」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年8月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成30年11月30日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あるべき資料を隠す行為を確認した。

2 審査請求の理由

あると話したが、それをTELで拒否する代わりに、国の資料をつけると説明した。審査会で口頭意見陳述する。（各農業委員で選考した関係書類とか基準があると説明した為）

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明によると、本件処分理由は、おおむね次のとおりである。

①弁明書において

平成30年8月24日付けで審査請求人から出された「県が保有する各農業委員会から提出された書類全部（H28年度～現在）農業委員に関する選考基準等」の公文書公開請求は、各市町村農業委員会において選考基準等を作成しているが、各農業員会から提出、送付等はされておらず、本件請求に係る公文書を作成及び取得していない。以上により、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、実施機関は条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

②口頭理由説明において

文書の特定については審査請求人と電話にて確認を行い、農業委員に関する選考基準についての文書と限定し、対応を行うこととなった。

決定の通知について、農業委員に関する選考基準等と記載しているが、これは特定した保有公文書が存在しないために、請求書の件名を記載しているだけであり、請求文書が選考基準その他全てと意味するところではない。

第5 審査請求人の反論要旨

「あるべき書類を隠す行為を確認した。」に対しては審査会で直接口頭意見陳述を求める。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年11月30日	諮問
令和6年1月16日 第2部会（第7回）	審議
令和6年2月15日 第2部会（第8回）	審議
令和6年3月18日 第2部会（第9回）	実施機関からの口頭理由説明、審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 当該公文書について

本件請求について実施機関は、「県が保有する各農業委員会から提出された書類全部（H28年度～現在）農業委員に関する選考基準等」について、請求人と確認を行い「農業委員に関する選考基準についての文書」と特定した。実施機関は公文書を取得しておらず、文書が不存在であるとして請求拒否決定を行った。これに対して、審査請求人は「あるべき資料を隠す行為を確認した」と主張している。

実施機関は当該公文書を取得しておらず、文書が不存在であると主張しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 当該公文書の保有の有無について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）について確認したところ、法第8条において、農業委員会の委員は「市町村長が、議会の同意を得て、任命する。」とされており、任命については都道府県の関与は認められない。

法において、都道府県が選考基準を作成するとの特段の規定はないことから、一般的にその選考基準となるものは任命する市町村長が作成すると認められる。

実施機関は弁明書にて、各農業委員会から提出、送付等はされておらず、本件請求に係る公文書を作成及び取得していないと主張している。法において委員の任命に関する手続きについて確認したところ、都道府県に対して許可申請や届出を行う等の規定は認められない。また、任命は市町村長が行えることから、都道府県に対して選考基準を送付する特段の理由も認められない。

以上を踏まえると、当該公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榊本 久実	税理士	

